



損害賠償請求事件

原告 神戸市湾岸開発株式会社
被告 中島興業株式会社 外1名

28.5.-2(月)

準 備 書 面 1

平成28年4月26日

神戸地方裁判所

第5民事部1B係 御中

被告中島興業株式会社代理人

弁護士 高田 吉典



第1 被告中島興業株式会社（以下、「被告会社」という。）への支払いが実体の存する下請負代金であること

1. 被告会社は、訴外奥村組土木興業株式会社（以下、「訴外奥村組土木興業」という。）の第2次下請会社として、平成9年頃から現在に至るまで約20年にわたり取引がある。下請取引額は、年間平均約2～3000万円であった。
2. 訴外奥村組土木興業は、平成14年4月、訴外住友大阪セメント外3社による中部国際空港建設のプロジェクトの第1次下請負し、次に、綱取りや清掃等の作業について、訴外奥村組土木興業と被告会社との間に原告を第2次下請会社として入れ、被告会社を原告からの第3次下請負とすることになった。
3. 訴外奥村組土木興業との間の第2次下請負代金の支払い条件は、毎月の作業分を末日締め翌々月10日の支払いということになっており、原告は、訴外奥村組土木興業から振込み支払われた各月の第2次下請負代金が振込み支払われると原告の報酬分を差引き、速やかに残る金員を、第3次下請負代金として、原告から被告会社に振込む方法で支払われていた。

原告から被告会社への第3次下請代金の支払いは、平成14年7月11日に始まり、最終の平成16年12月10日の振込み支払いまでの分、合計金2812万3200円となる。

支払い状況は、別紙「神戸市湾岸開発(株)からの請負代金入金一覧表」記載のとおりであり、同一覧表は被告会社の銀行預金口座から整理したものである。振込手数料は差引いて支払われている。

なお、訴状別紙「送金一覧表」は、正確性に欠ける。送金日及び送金額において、事実と異なる部分がある。

4. 原告は、この第3次下請負代金として振込み支払われた金員をもって、訴外板谷金太郎に支払われるべき報酬金の預り金であると主張する。

しかしながら、以上のとおり、これらの金員は全て被告会社が現実に行った綱取りや清掃作業等の実体ある仕事に裏付けされた対価として支払われたものであり、全くの言いがかりである。

このことは、原告自身が提出した甲5の記載からも明らかである。

すなわち、甲5は、被告会社が請負った発注業者名や代金請求額等を手書きした業務日誌的ノートの一部であるが、原告への第3次下請代金の請求に関する記載も他の業者への請求と特段区別されることなく記載されている。しかるに、原告は、原告への支払請求分だけのことさら請負実体に裏付けされない請求であると主張するものであり、かような解釈は余りに不自然に過ぎる。

そもそも、原告も自認するとおり、甲5は、原告と訴外奥村組土木興業や被告会社との間の上記下請負の取引実体の存在が疑われて、原告に税務調査が入ったことに対し、取引実体が存することを証明する資料に窮した原告が、平成22～3年頃（ただし、記憶の限りにとどまる）、被告会社に協力方を求めてきたことに対し、応じて引き渡した資料の一部である。

換言すれば、原告においても、原告から被告会社への本件各支払い分が、第3次下請負の実体に裏付けられたものと認識していたのである。原告の主張は、自己矛盾も甚だしい。

なお、上記税務調査が甲5の送付の動機であることは、原告自身も、「平成28年1月25日付証拠説明書」の甲5「備考」欄で、「本件とは別の問題に関連して送付を受けたもの」と明記し、認めている。

5. 以上、原告と被告会社の第3次下請の実体を否定し、被告会社へ振込み支払われた金員は全て訴外板谷金太郎へ支払われるべき報酬金の預り金であることを前提とする本件請求は、全く事実無根の請求であり、全く理由がない。

以上

<別紙>

神戸市湾岸開発(株)からの請負代金入金一覧表

(単位円)

日付	振込金額(A) A=B-C	代金額(消費税込)(B)	振込手数料(C)
H14.7.11	1,727,160	1,728,000	840
H14.8.12	992,970	993,600	630
H14.9.12	906,570	907,200	630
H14.10.15	906,570	907,200	630
H14.11.12	906,570	907,200	630
H14.12.10	906,570	907,200	630
H15.1.10	906,570	907,200	630
H15.2.12	906,570	907,200	630
H15.3.10	906,675	907,200	525
H15.4.10	906,675	907,200	525
H15.5.12	906,570	907,200	630
H15.6.10	906,675	907,200	525
H15.7.10	906,675	907,200	525
H15.8.11	906,675	907,200	525
H15.9.10	906,675	907,200	525
H15.10.14	906,675	907,200	525
H15.11.10	906,675	907,200	525
H15.12.10	906,675	907,200	525
H16.1.14	906,570	907,200	630
H16.2.10	906,675	907,200	525
H16.3.10	906,675	907,200	525
H16.4.12	906,675	907,200	525
H16.5.10	906,675	907,200	525
H16.6.10	906,675	907,200	525
H16.7.12	906,675	907,200	525
H16.8.10	906,675	907,200	525
H16.9.10	906,675	907,200	525
H16.10.12	906,675	907,200	525
H16.11.10	906,675	907,200	525
H16.12.10	906,675	907,200	525
合計	28,106,190	28,123,200	17,010